

社会保険労務士法人山口事務所

人事労務に関する実務上のポイントや最新情報をタイムリーにお伝えします。

今回のテーマ

【障害者雇用について】

- 1 障害者雇用とは
- 2 障害者の法定雇用率の段階的引き上げと除外率の引き下げ
- 3 障害者雇用状況の算定方法と2023年4月以降の変更点

1 障害者雇用とは

一般的に「障害者雇用」とは、障害がある人（以下、障害者）一人ひとりの能力や特性に応じて障害がない人と同じように働けるよう、企業や自治体が一定数の障害者の雇入れや合理的配慮の提供を行いながら障害者を雇用することです。障害者雇用促進法によって定められており、障害者が安定して働き続けることを目的としています。

障害者雇用と一般雇用とでは、応募できる条件などに違いがあります。

一般雇用の場合は、企業が定める条件を満たしていれば、誰でも応募が可能ですが、障害者雇用は、原則として「障害者手帳」を所持していることが条件となります。障害者手帳には「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」の3種類があります。ただし、それぞれ異なる制度の下交付されているため、判定基準や等級等に違いがあります。

◆身体障害者手帳◆

身体障害者福祉法に基づき、障害程度に該当すると認定された人に対して交付されます。手帳を取得するためには、市区町村の障害福祉担当窓口での申し込みが必要で、申請から約1か月程度で発行されるようです。身体障害者の等級は、症状の種類や日常生活で支障をきたす程度により1級（重度）から7級（軽度）に分類されますが、身体障害者手帳は、6級以上の障害に対して交付されます。ただし、7級の障害が2つ以上の場合や7級の障害と6級以上の障害が重複して存在する場合には交付対象となります。

◆精神障害者保健福祉手帳◆

精神疾患により日常生活または社会生活への制約がある人が申請でき、申し込みは市区町村の障害福

祉担当窓口で行います。精神保健福祉法に基づき交付されます。精神疾患であることが診断された日から一定期間経過し、病状が固定している場合に申請を行うことができます。精神障害者の等級は精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、障害により困難が多い順に1級から3級に区分されます。

◆療育手帳◆

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害であると判断された場合に交付されます。障害の程度はIQや日常生活動作などを総合的に判断して判定されますが、療育手帳は法律で定められているわけではなく、都道府県・政令指定都市がそれぞれ要綱を制定しているため、判断基準は各自治体により異なります。また、名称も「愛の手帳」「みどりの手帳」などさまざまです。等級区分も各自治体により異なり、東京都では1度（最重度）から4度（軽度）の4区分、大阪府ではA（重度）からB2（軽度）の3区分となっています。

- ・障害者手帳（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/techou.html

障害者と共に働いたことがない場合、どんな仕事を任せたら良いかわからない、企業規模が小さく、障害者を受け入れるための環境整備や現場の教育が行き届かないなど、その受け入れに不安を感じることもあるでしょう。しかし、障害者の中には専門的な知識やスキルを持つ人材も多くいます。また、障害者雇用に関するさまざまな助成金も設けられていますので、助成金の活用を検討してみるのも一案です。

- ・障害者を雇い入れた場合などの助成（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shisaku/jigyounushi/intro-joseikin.html

担当：巻下

2 障害者の法定雇用率の段階的引き上げと除外率の引き下げ

さまざまな人が分け隔てなく暮らしていくことのできる社会「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。（従業員が一定数以上の規模の対象事業主は障害者雇用状況報告義務等あり）

2023年1月18日に労働政策審議会障害者雇用分科会が開催され、この法定雇用率は2024年4月以降段階的に引き上げられることになりました。また、2025年4月以降に除外率が引き下げられます。

◆法定雇用率とは◆

企業や国・地方公共団体が達成を義務付けられている障害者雇用率のことで、障害者雇用率は下記の計算式で算出されます。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

法定雇用率は、労働市場の状況や経済状況を反映するため、少なくとも5年に一度見直されています。民間企業の法定雇用率は2018年に段階的な引き上げが設定された結果、2023年現在は2.3%です。2023年はちょうど見直しの年にあたります。そのため、労働政策審議会障害者雇用分科会にて2026年7月から2.7%と設定され、企業側の受け入れ準備なども加味した上で、以下の通り段階的な引き上げを行う事になりました。また、障害者雇用状況の報告義務がある対象事業主の範囲は段階的に引き下げられます。

	2023年度	→	2024年4月～	→	2026年7月～
民間企業の法定雇用率	2.3%		2.5%		2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

◆除外率とは◆

障害者の就業が一般的に難しいと認められる業種について、障害者の雇用義務を軽減することが目的で制定された制度です。雇用労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者は控除されます。この除外率が、2025年4月1日以降業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。(除外率が現在10%以下の業種については対象外)

除外率設定業種	2025年4月～
・建設業・鉄鋼業・道路貨物運送業・郵便業(信書便事業を含む)	10%
・鉄道業・医療業・高等教育機関・介護老人保健施設・介護医療院	20%

・その他の業種の除外率はこちら (<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>)

担当：外賀

3 障害者雇用状況の算定方法と2023年4月以降の変更点

前項の対象事業主に該当する事業主は、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況(障害者雇用状況報告)をハローワークに報告する義務があります。報告書へは、以下の算定方法に基づき記入します。

◆会社が障害者を何人雇用すべきかの算定方法◆

従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の雇用すべき人数の算定方法は以下の通りです。

障害者の雇用義務人数 = 常用労働者数※ × 法定雇用率 (民間企業・2023年度：2.3%)

※週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者は、1人あたり0.5人としてカウント

【例】フルタイムの正社員が70人、短時間勤務のアルバイトが20人の会社の場合

$(70 + 20 \times 0.5) \times 2.3\% = 1.84$ 小数点以下は切捨のため、雇用すべき人数は1人です。

◆会社が障害者を何人雇用しているかの算定方法◆

週所定時間や障害の程度により人数の算定が異なります。例えば、障害者の雇用義務人数が2人の会社は、重度身体障害者を1人雇用していれば人数を満たしていることになります。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	1	0.5
重度	2	1
知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5※

※ 精神障害者である短時間労働者で、①かつ②を満たす方については、1人をもって1人とみなす。
①新規雇入れから3年以内の方 又は 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
②令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

参考文献：厚生労働省 障害者雇用率制度の概要 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000859466.pdf>)

なお、2023年4月以降の障害者の算定方法の変更点は以下の通りです。

▶精神障害者の算定特例の延長（2023年4月以降）

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当面の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1人として算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（2024年4月以降）

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、0.5人として算定できるようになります。

担当：簗毛

お知らせ / ご案内

弊所代表の山口が行うセミナーをご案内いたします。

『人事労務担当者の基礎知識』

～人事労務の必要な知識を 1 日でまとめて理解～

2023 年 4 月 27 日（木） 10 時 00 分～16 時 30 分

<https://www.rosei.jp/seminarstore/seminar/10060>

作成

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士法人山口事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-1-6 青山エイティーンビル 2 階

TEL : 03-6427-1191 FAX : 03-6427-1192

Homepage : <https://www.ys-office.co.jp> Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>

YouTube : <https://www.youtube.com/@Ys-office>



社会保険労務士法人 山口事務所
Labor and Social Security Attorneys' Firm Yamaguchi Office